

## 議案第14号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案書47P～48P

## 1. 条例改正の目的

生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正されることとなり、それに伴い、交野市水道事業給水条例において所要の改正を行うもの。

## 2. 条例改正の内容

改正する条	改正後	改正前
第3条第2号及び第41条第2項ただし書	<a href="#">国土交通省令</a>	厚生労働省令

## 3. 施行期日

令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

	議案第14号 交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。	他市においても、同様の改正が実施される予定。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正されることとなり、それに伴い、交野市水道事業給水条例において所要の改正を行うもの。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年5月26日 水道法の一部改正を含む「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が公布	まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち		
	政策分野または経営方針	分野・方針	21 上水道・下水道		
	施策	施 策	安全で安定した上水道事業の推進		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉	令和6年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	水道局	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表他）		

交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置を新設、改造、増設、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるときを除く。）及び撤去に関する工事をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置を新設、改造、増設、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるときを除く。）及び撤去に関する工事をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>